

明監報第23号

福祉部定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成26年(2014年)12月24日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 辰 巳 浩 司

同 寺 井 吉 広

福祉部定期監査の結果について

I 監査の対象

福祉部

福祉総務課 生活福祉課 障害福祉課 発達支援課 高年介護室

II 監査の期間

平成26年10月27日から平成26年12月24日まで

III 監査の範囲

平成26年8月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

福祉部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 文書事務
- (9) 出張命令

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかし、次のような事例が見受けられたので、改善に努められるよう要望する。

また、別途改善の検討を指示した指摘事項についても、改善措置を講じられたい。

1 収入事務について

ア 福祉総務課においては、明石市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、兵庫県南部地震による被災者に対して貸付けを実施した災害援護資金 3,384,000,000 円のうち、償還期限到来後においても償還が行われていない貸付金 204,672,103 円の償還事務を行っている。

災害援護資金貸付金の平成 26 年 3 月末日現在の償還状況は、次表に示すとおりである。

区 分	貸 付 額		償 還 済		償 還 免 除		未 償 還		償還率 (%)
	件数 (件)	金 額(円)	件数 (件)	金 額(円)	件数 (件)	金 額(円)	件数 (件)	金 額(円)	
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1,524	3,384,000,000	1,349	3,154,931,991	17	24,395,906	158	204,672,103	94.0

注 1 福祉部提出資料による。

災害援護資金貸付金は、3,384,000,000 円(1,524 件)が貸し付けられ、平成 26 年 3 月末日現在、貸付額の 94.0%の償還が終わっている。

未償還額は、204,672,103 円(158 件)となっており、督促状や催告書の送付、納付指導などを行うとともに、納付が困難な者に対しては、少額償還を適用して、徴収に努められているところである。今後も適切な債権管理に努めるとともに、償還免除に該当するものについては、速やかに対処されるよう要望する。

イ 生活福祉課においては、生活保護法に基づき、急迫の場合等において資力がありながら生活保護費を受給していた被保護者からの返還金や、不正な手段により生活保護費を受給していた者からの徴

収金などの徴収事務を行っている。

生活保護返還金の平成26年8月末日現在の収入状況は、次表に示すとおりである。

区 分		調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 率 (%)	収 入 未 済 額 (円)
生 活 保 護 返 還 金	現 年 度 分	78,493,835	29,146,871	37.1	49,346,964
	(うち納期到来分)	(39,256,855)	(28,739,756)	(73.2)	(10,517,099)
	滞 納 繰 越 分	48,786,511	781,606	1.6	48,004,905
	計	127,280,346	29,928,477	23.5	97,351,869

注1 現年度分の調定額・収入済額・収入未済額には、納期未到来分を含む。

2 福祉部提出資料による。

生活保護返還金の収入未済額は、現年度分で10,517,099円、滞納繰越分で48,004,905円となっている。

督促状の送付や電話・訪問等による催告などの徴収対策に取り組まれているところであるが、なお多額の収入未済が生じている。生活保護返還金の発生を未然に防止するとともに、引き続き収入未済額の縮減に努められるよう要望する。

ウ 高年介護室においては、明石市介護保険条例に基づき、介護保険料の徴収事務を行っている。

介護保険料の平成26年8月末日現在の収入状況は、次表に示すとおりである。

区 分		調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 率 (%)	収 入 未 済 額 (円)
介 護 保 険 料	現 年 度 分	4,122,566,857	1,348,933,452	32.7	2,773,633,405
	(うち納期到来分)	(1,952,393,443)	(1,331,530,520)	(68.2)	(620,862,923)
	滞 納 繰 越 分	128,055,031	8,685,346	6.8	119,369,685
	計	4,250,621,888	1,357,618,798	31.9	2,893,003,090

注1 現年度分の調定額・収入済額・収入未済額には、納期未到来分を含む。

2 福祉部提出資料による。

介護保険料の収入未済額は、現年度分で 620,862,923 円、滞納繰越分で 119,369,685 円となっている。

督促状や催告書の送付、戸別訪問や夜間の納付相談など、収入未済の解消に向けた努力が続けられているところであるが、なお多額の収入未済が生じている。財源の確保と被保険者の負担の公平を期するため、引き続き早期の滞納解消に取り組まれるよう要望する。

福祉部行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(選定の理由)

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていない。

また、準公金について、その取扱いに関する統一的なルールはなく、所管部署がそれぞれ独自に管理されているのが現状である。

しかしながら、こうした準公金は、公金と同様、適正に管理されていなければならない。管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

II 監査の期間

平成26年10月27日から平成26年12月24日まで

III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

IV 監査の方法

事前に行った「公金外現金等の取扱いに係る実態調査」の結果に基づき、福祉部各課から関係書類等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

(5) 今後の取扱いについて

V 監査の結果

福祉部で取り扱っている準公金のうち、福祉総務課 2 件、発達支援課 1 件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講じられたい。